

2010

# 名古屋市会制度調査



神奈川県議会議員

菅原 直敏

写真：名古屋市会本会議場

2010/06/22



# はじめに

日帰りで名古屋市会の調査を行った。以前より注目をしていた名古屋市会の「市民 3 分間議会演説制度」を調査するためである。神奈川県議会は国政選挙の度に議会日程を変更するために、制度実施の日程に調査が行えるか不安な要素があったが、幸運にも都合が良かったため、調査を実施することになった。

市民が議会で発言をする、このことは例えばアメリカの地方議会では当たり前のことである。しかし、この当たり前のことが日本の地方自治の現場では実現してこなかった。この「市民 3 分間議会演説制度」は、市長がアメリカの地方自治制度に組み込まれた市民が発言できる機会を模範として作られている。制度として不十分な点も散見されたが、今後の展開が期待される。

なお、今回の調査に当たっては、演説を行った市民、聴く側の議員、事務者の職員といった様々な関係者にお話を伺う機会も持てた。今回頂いた多角的な視点は、この制度を検討する上でも大いに役立つものであった。改めてこの場を借りて御礼をしたい。

2010 年 6 月吉日

神奈川県議会議員  
菅原 直敏

## 目次

### はじめに

<b>序章 調査の概要</b> .....	1
<b>第1章 名古屋市会</b> .....	3
第1節 調査の概要 .....	4
第2節 市民3分間議会演説制度 .....	4
制度の概要 .....	4
制度の長短 .....	4
実際の演説内容 .....	5
第3節 各々の意見 .....	6
市民の意見 .....	6
議員の意見 .....	7
第4節 総括 .....	7

# 序章 調査の概要



写真：委員会室。市民の演説も委員会室で行われた。

序章では、今回の調査全体の概要を報告する。

### ○調査概要

項目	内容
調査目的	①名古屋市会の「市民3分間議会演説制度」の取組を調査し、本県議会の取組に生かすため。
調査期間	2010年6月22日
調査地	①名古屋市会
調査項目	①市民3分間議会演説制度

### ○調査行程

日時	調査先	移動手段	備考
6月22日 【午前】  【午後】	①名古屋市会 ・演説傍聴(総務環境委員会) ・演説者よりヒアリング ・総務環境委員会傍聴 ・議員からのヒアリング	鉄道他	

### ○調査費用

内容	費用	備考
電車代	20,440円	新幹線(新横浜⇄名古屋)他
タクシー代	1,220円	名古屋駅から名古屋市庁 演説制度の傍聴券入手の為(前回は開始前から人が多数並び、傍聴券がなくなったケースがあったと事前に名古屋市会事務局職員より情報を得る)、早く市庁につく必要があったため、タクシーを利用。
合計	21,660円	

※費用はあくまでも概算です。正式な報告は政務調査費の支出報告によります。

# 第1章 名古屋市会



写真：名古屋市役所

本章では、名古屋市会の調査について報告する。

## 第1節 調査の概要

名古屋市会を訪れ、市民3分間議会演説制度を傍聴する。その後、演説をされた市民の方々からお話をお伺いする。午後になり、改めて総務環境委員会を傍聴する。その後、民主党名古屋市会議員団の控室を訪れ、うかい春美議員(会派幹事長)より制度の現状や市会の現状についてお伺いする。

## 第2節 市民3分間議会演説制度

### 制度の概要

市民3分間議会演説制度は、「名古屋市会では、市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現に努めることを目的」としている。名古屋市のホームページによると制度の概要は以下の通りである。

- 実施回数…各定例会1回
- 実施場所…各委員会室
- 演説参加者…名古屋市内に在住、在勤、在学する方
- 発言内容…名古屋市政に関すること(国、県、他市町村等名古屋市政に関係のないことは発言できません。)
- 発言時間…1人3分以内
- 発言者数…各委員会室の定員7名(希望者多数の場合は抽選)
- 発言への対応…質疑応答は行いません。
- その他

市政記者クラブ所属の報道機関に対して、演説の撮影・録音を許可しています。

また、演説の記録は作成しません。

なお、本制度はアメリカの地方議会で当たり前に見られる、市民が議会で発言する制度を、市長が現地(ロサンゼルス市会)を調査し導入を提案した制度である。

### 制度の長短

実際に、演説を傍聴して感じた印象を紹介する。総じて、課題点の方が多くなってしまいましたが、日本では珍しい制度の導入ですので、当分は手探りの状態が続くと思われます。

### 【良かった点】

- ・市民が議員の前で自由に話せる場を作ったこと

### 【課題点】

- ・議員が演説内容に対して議論をしない制度である点⇒聞きっぱなし、演説者もしゃべったら、議員がどのように考えたか知りたいと思われる。
- ・議事録を作成しない点⇒休憩時間に行っているという扱い、つまり議会運営の例外的扱いです。しかし、本当はこのような市民の意思表示は議会の非常に大切な要素。
- ・本会議場で開催できない点⇒委員会室では一部の議員のみ
- ・市民の市会に対する関心が低いと一部を委員を除いて演説者は少ない点⇒もっといろんな人が自由に発言できるとよい。
- ・市長の提案によって始まった点⇒議会が主体になって実施すべき。
- ・同制度の実施に職員が在席する必要がないにもかかわらず、傍聴する市民より職員が多く席を陣取っているため、市民が傍聴をできないという点

## 実際の演説内容

実際に行われた演説の一部を紹介する。

河村たかし市長の誕生以来、市議会を傍聴するようになりました。1年あまり傍聴に通って感じたことを述べます。

まず、第一に議会が驚くほど儀式化されていたことです。予備知識も何もなく傍聴に行ったとき、係員が木の箱を高く掲げて中を見せてまわり、お、これはマジックショーでも始まるのか、ハトでも飛び出してくるのかな、と見守っていました。が、やがて正副議長の選出の儀式だったとわかりました。既に決まっていることを2度も繰り返し午前中の部はそれで終わりました。時給800円や850円で働いているパートの人たちに比べ、とても違和感を感じました。またこうまで仰々しく選ばれた議長の任期がたった1年というのも驚きです。同じ儀式を毎年繰り返し議長室の壁は名誉の写真でいっぱい、そのうち天井にも貼ることになるのではありませんか。

第二に議会運営委員会という会議もあつという間に終わり「アリバイ作りのため」の委員会なのだな、と悲しいことだけ納得しました。また、本当の議論が聞ける委員会が開かれると聞き、勇んで行ったときは予定時間に始まらず、市職員や報道陣と一緒に廊下で待

つことなんと 5 時間！とうとう諦めて帰りました。前回は参加した市民スピーチでも廊下で待たされました。選挙で選ばれた議員が話す神聖な場が本会議場だから、委員会の休憩のときにと設定されたそうですが、シロウトが一生懸命に話すことに、真剣に耳を傾けている議員の方が多いようには見受けられませんでした。軽蔑されているようにさえ私は感じました。(後略)

●参考資料：市民 3 分間議会演説 発言項目一覧(名古屋市会提出資料)

委員会室	発言順	発言項目
第 1 委員会室 (総務環境委員会)	1	・民主主義社会の議員について
	2	・杉原千畝(外交官)に対する名古屋市の表敬について
	3	・名古屋のヒメボタルを守ろう
	4	・党議拘束について
	5	・市議会を傍聴して感じたこと
	6	・議会への「請願」「陳情」の手続き問題について
第 2 委員会室 (財政福祉委員会)	1	・「稼いで減税する」～名古屋市直営事業の新展開～
第 3 委員会室 (教育子ども委員会)	1	・自分の価値に気づかず自信のない子ども達の可能性をひきだせるよう、地域と市役所と議員との定期的委員会がほしい
	2	・不登校・いじめに関する教育について
第 4 委員会室 (土木交通委員会)	1	・公園及び街中におけるゴミ散乱の防止の取り組みについて
第 5 委員会室 (経済水道委員会)	1	・上下水道局の雨水対策について
	2	・名古屋市の住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)について
第 6 委員会室 (都市消防委員会)	1	・消防局の禁煙について

### 第 3 節 各々の意見

#### 市民の意見

実際に演説をした市民や傍聴をした市民から意見を伺った。様々な意見があったが、総じて制度導入には賛成するものの、制度の実施内容に対して不満があるようであった。確

かに、発言をするのみで、その発言が公式の議事録に掲載されないことや議員が発言に対して議論をしないこと等は、実際に演説した者からしてみれば物足りないと感じるだろう。市民の発言に対して、議員が真摯に対応するようになれば、本制度の目的とする市民の関心も高まり、議会における住民自治も確立されていくと感じられた。

## 議員の意見

議員側からは、制度の導入自体には一定程度の理解を示している雰囲気を感じられた。しかし、実施が本会議場ではなく委員会室になったという部分に、議員がまだこのような議会への市民参画へ不慣れなことを窺わせる。今後制度が続くに従って、様々な点が改善されるのではとのことであった。

話題はむしろ、同制度より議員の待遇等の話に移った。現在、名古屋市会では減税条例や議員報酬半減の条例等、全国的に見ても注目されている条例提案が市長よりなされており、多くの話題を呼んでいる。議会としても、これらの点について多角的に議論を進めているとのことであった。実際、広報紙などを発行して、議論の経過についての市民への理解を促す取組を行っていた。

## 第4節 総括

市民が議会で自由に発言をする制度の導入は、実際に演説を行った市民の意見を勘案すると、議会に関心を持ってもらう上で非常に有効な取組であると考えられる。更に、その発言を受けて議員が議論をするようになれば、様々な地域課題が議会に直接向かうことになり、議会の活性化に大きく資すると考えられる。

一方で、同制度を導入する障壁は「議員の意識」である。長い間、住民から隔離された中での議会運営に慣れているため、議会で住民の意見を聞くということが、大事に感じられてしまう点に、議会と住民とのズレがある。最も有効な対症療法は、実際にアメリカの地方議会に足を運び、住民が自由に議会で生き生きと発言する現場を直視し、また自分も実際に演説し(外国人でも演説できる議会が多い。河村市長も実際にロス市会で演説したらしい)、住民自治の真髄を体感することだろう。

神奈川県議会でも、何らかの形で住民が自由に発言できる制度を担保する必要がある。

ご意見・ご提案をお寄せ下さい。

**菅原直敏政務調査事務所**

住 所：〒242-0003

神奈川県大和市林間2-17-16

電 話：046-277-9499

F A X：046-207-6689

メール：info@nao.tv

H P：http://nao.tv

(本提案書及びこれまでの調査報告書をPDFファイルでHP上に公開しています。)